



自家発入門 13

電気事業法による自家発電設備の保安規制 (その11)

令和5年1月号では、自家用電気工作物の使用開始届出(第53条)、特定自家用電気工作物届出(法第28条の3)、報告の徴収(第106条)、立入検査(第107条)の4点について紹介します。

Q1

自家発電設備の運用を開始した時の手続きには、前回までのほかどのような手続きがありますか。

A1

「自家用電気工作物の使用開始の届出」と「特定自家用電気工作物の届出」が必要となる場合があります。

(1) 自家用電気工作物の使用開始の届出

「自家用電気工作物の使用開始の届出」は法第53条に規定され、経済産業大臣が保安監督を適格に実施していくために特定の自家用電気工作物については、その使用状態を把握していることが必要との考えから設けられた制度です。

① 届出の対象

工事計画の届出を行っている自家用電気工作物を譲り受けた場合や借り受けた場合にはこの届出が必要となることが施行規則第87条で規定されています。

表1 工事計画の届出の対象設備

発電所等の種類	出力等
内燃力発電所	10,000kW以上のもの
ガスタービン発電所	1,000kW以上のもの
需要設備	受電電圧10,000V以上のもの

② 届出の時期等

自家用電気工作物の使用の開始後、遅滞なく設置者が経済産業大臣に届け出ることとされています。

③ 届出事項

様式第60「自家用電気工作物使用開始届出書」により、次の事項を届け出ることが施行規則第88条で規定されています。

- ・電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地
- ・電気工作物の概要
- ・使用開始年月日

(2) 特定自家用電気工作物の届出

東日本大震災後の電力需給ひっ迫時に、電気事業者以外の電源の活用が困難であったことから、これらを有効に活用することができるようにするために設けられた制度です。電気事業者等に供給命令を

行ってもなお需給ひっ迫が改善されない場合に、特定自家用電気工作物設置者に電力供給等を勧告することができることとされています。経済産業大臣が当該者の氏名又は名称やその有する発電設備の規模等を把握し得る環境を整備するための制度として、法第28条の3で規定されました。

① 届出の対象

法第28条の3及び施行規則第45条の27では、届出の要件を系統連系する出力1,000kW以上の発電用の自家用電気工作物（太陽電池発電設備及び風力発電設備は除く）を「特定自家用電気工作物」と位置づけ、届出が必要とされています。

② 届出の時期

系統連系したとき又はしなくなったとき遅滞なく特定自家用電気工作物を維持し運用する者が、届け出ることとされています。

③ 届出事項

様式第31の25「特定自家用電気工作物接続届出書」により、次の事項を届け出ることが施行規則第45条の28で規定されています。

- ・電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- ・特定自家用電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数、出力及びその用途
- ・逆潮流防止装置の有無

Q2

りますか。

自家発電設備の運用後はどのような規制がありますか。

A2

法第106条に「報告の徴収」と法第107条に「立入検査」が規定されています。

1. 報告の徴収

国による監督規制として経済産業大臣が、次のと

おり報告を提出すべきことを命じることができることを規定しています。

(1) 自家用電気工作物に関する報告の徴収

(1.1) 報告の徴収の対象者

法第106条第6項で次の者に報告の徴収ができることを規定しています。

① 自家用電気工作物を設置する者

② 自家用電気工作物の保守点検を行った事業者

(1.2) 報告の徴収事項

① 自家用電気工作物を設置する者

施行令第45条第3項で次のとおり規定されています。

- ・自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項並びに自家用電気工作物における電気の使用の状況
- ・事業の運営に関する事項
- ・発電用の自家用電気工作物における発電又はその発電による電気の供給に関する事項
- ・調査業務の運営に関する事項

② 自家用電気工作物の保守点検を行った事業者

施行令第45条第4項で「自家用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項」と規定されています。

(2) 一般用電気工作物に関する報告の徴収

(2.1) 報告の徴収の対象

法第106条第6項及び第7項で次の者に報告の徴収できると規定されています。

① 登録調査機関（第6項）

② 小出力発電設備の所有者又は占有者（第7項）

（2. 2）報告の徴収事項

① 登録調査機関

施行令第45条第5項で「その事業の運営に関する事項」と規定されています。

② 小出力発電設備の所有者又は占有者

法第106条第7項で「必要な事項」と規定されています。

2. 立入検査

国による監督規制として経済産業大臣が、その職員に次のとおり立入検査をさせることができるとされています。

（1）自家用電気工作物に関する立入検査

法第107条第4項で立入検査の対象者及び検査対象について規定しています。

（1. 1）立入検査の対象者

次の者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立入検査が行えるとされています。

- ① 自家用電気工作物を設置する者
- ② 自家用電気工作物の保守点検を行った事業者

（1. 2）立入検査の検査事項

- ① 電気工作物
- ② 帳簿
- ③ 書類

④ その他の物件

（2）一般用電気工作物に関する立入検査

法第107条第5項で一般用電気工作物の設置場所（当該一般用電気工作物が小出力発電設備以外のもの場合は居住用に供されるものを除く。）に立ち入り一般用電気工作物を検査させることができると規定されています。ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合は、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならないとされています。

（3）登録安全管理審査機関又は登録調査機関

法第107条第8項で登録安全管理審査機関又は登録調査機関の事業所等に立入検査が行えることを規定しています。

また、立入検査の検査事項は次のとおり規定されています。

- ① 業務の状況
- ② 帳簿
- ③ 書類
- ④ その他の物件